



三井住友信託銀行が日本プロロジスリート投資法人＜3283＞株式の大量保有報告書を提出



日本プロロジスリート投資法人＜3283＞について、三井住友信託銀行が4月5日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「信託業務において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。」によるもの。

報告書によると、三井住友信託銀行の日本プロロジスリート投資法人株式保有比率は、6.01%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2013年3月29日。